

令和6年2月28日
株式会社佐賀銀行

代金取立規定の改定のお知らせ

平素より佐賀銀行をご利用いただき誠にありがとうございます。

このたび弊行では、手形・小切手の全面電子化に向けた取組みとして、期日が令和9年4月1日以降の手形等の代金取立の受付を停止いたします。取組みの実施に際し、下記のとおり「代金取立規定」の改定をさせていただくことになりましたのでお知らせいたします。

なお、改定日以前にご契約いただいたお客さまにも、改定後の規定が適用されます。

今後も、お客さまにご満足いただけるよう、より一層のサービス・利便性の向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 実施日

令和6年4月1日（月）

2. 改定する規定

代金取立規定

3. 改定内容

- ・項目2を追加し以降の項目番号を変更

2. 対象となる手形・小切手

対象となる手形・小切手は、支払期日が2027年3月31日までの約束手形・為替手形および振出日が2027年3月31日までの先日付小切手とします。

（2027年4月以降が期日の約束手形・為替手形と2027年4月以降が振出日の先日付小切手は取立受付の対象外となります。）

以上